

VI【介護保険サービスを利用したい】

1 介護保険制度

介護保険は介護や支援が必要になった方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会全体で支える制度です。介護保険を利用するには、まず要介護（要支援）認定が必要となります。

また、介護保険サービスを利用の際には、下記「3. お問い合わせ先」までお問い合わせください。

2 対象者

65歳以上の人（第1号被保険者）

- ・介護が必要と認定された人がサービスを利用できる対象となります。
- ・（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません。）

40歳から64歳の人（第2号被保険者）

- ・特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された人がサービスを利用できる対象となります。
- ・（特定疾病※以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません。）

介護保険の適用を受けない場合

- ・国内に住所を有しない人
- ・在留資格または在留見込期間3か月以下の短期滞在の外国人
- ・障害者支援施設など、介護保険適用除外施設に入所・入院している人

※特定疾病とは、介護保険法に定める、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病（P.9※1参照）。

3 お問い合わせ先

○地域包括支援センター（一覧、連絡先はP.3参照）

○市担当窓口

・長浜市高齢福祉介護課 TEL：0749-65-7789

・米原市暮らし支援課 TEL：0749-55-8110

4 申請の流れ

1. 申請

- 介護サービスの利用を希望する人は、各市担当課または地域包括支援センターに申請してください。申請時に必要な書類等については、事前にご確認ください。

2. 認定調査

市の調査員などが自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査をします。また、本人の主治医に心身についての意見書を作成してもらいます。

3. 審査・判定

訪問調査の結果によるコンピュータ判定（一次判定）と医師の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定します。

4. 認定・通知

- 介護認定審査会の審査結果に基づいて、「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

要介護1～5

介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

要支援1・2

介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など

非該当（サービス事業対象者）

介護保険の対象者にはならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその危険性が高い人など

5. 介護サービス計画の作成

居宅介護支援事業者が介護サービス計画を作成

地域包括支援センターなどで介護予防サービス計画を作成

地域包括支援センターなどで介護予防サービス計画を作成

介護保険の介護サービス
（介護給付）
P. 14～16

介護保険の介護予防サービス
（予防給付）
P. 16

介護予防・日常生活支援
総合事業
P. 16

5 介護サービスの体系

各介護サービスの事業所は、長浜米原地域医療支援センターのホームページをご覧ください。

長浜米原地域医療支援センター ホームページ：<http://www.chiikiiryuu.com/>

【介護保険の介護サービス（介護給付）】

区分	サービス	概要
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話を行うサービス
	訪問入浴介護	居宅を訪問して、浴槽を提供して行われる入浴介護を行うサービス
	訪問看護	看護師等が居宅において（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅において（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス
	居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス
	通所介護（デイサービス）	老人デイサービスセンター等に通わせ、その施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス
	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、病院等に通わせ（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）、その施設において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス
	短期入所生活介護 (福祉系ショートステイ)	老人短期入所施設等に短期間入所させ、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス
	短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）、その施設において、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うサービス
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している要介護者について、介護サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うサービス
	福祉用具貸与	厚生労働省が定める福祉用具の貸与を行うサービス
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費)	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつの用に供するものその他厚生労働大臣が定めるものの販売
	居宅介護住宅改修費	手すりの取付け等の小規模な住宅改修費用の支給（厚生労働大臣が定めるもの）
	居宅介護支援	居宅サービス、地域密着型サービスもしくはこれに相当するサービスおよびその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、居宅サービス計画を作成するとと

		もに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業所などとの連絡調整等を行うほか、介護保険施設等に入所する場合に、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うサービス
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設(入所定員30人以上の特別養護老人ホーム)に入所する者につき、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
	介護老人保健施設	介護老人保健施設に入所する者につき、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービス
	介護医療院	介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービス
	介護療養型医療施設	介護療養型医療施設の療養病床等に入院する者につき、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話および機能訓練その他必要な医療を行うサービス
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	①、②のいずれかに該当するもの ①定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、居宅において、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うとともに、看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス ②定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、訪問看護事業所と連携しつつ、居宅において訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うサービス
	夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、居宅において、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うサービス
	地域密着型通所介護	居宅要介護者について、特別養護老人ホーム等または老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス
	認知症対応型通所介護 (デイサービス)	認知症高齢者について、老人デイサービスセンター等に通わせ、その施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行うサービス
	小規模多機能型居宅介護	心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅において、またはサービス拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、その拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うサービス
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者につき、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うサービス
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	地域密着型特定施設の入居者につき、サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練および療養上の世話を行うサービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な者）につき、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をを行うサービス
看護小規模多機能型居宅介護	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回、随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護または小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供される看護小規模多機能型居宅介護

【介護保険の介護予防サービス（介護予防給付）】

サービス	概要
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売について、生活機能の維持・改善など介護予防の目的で行われるサービス
介護予防住宅改修費	介護予防住宅改修費の支給
介護予防支援	介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、もしくは、これに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業およびその他の介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員等が介護予防サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者などとの連絡調整等を行うサービス
地域密着型介護予防サービス	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護について、介護予防の目的で行われる地域密着型サービス

【介護予防・日常生活支援総合事業】

市町村が、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体による多様なサービスや、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等の充実を図る事業です。

サービスの内容が市町村によって違うため、別資料により、長浜市・米原市の事業について紹介します。

○長浜市・・・P.78

○米原市・・・P.82